

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正について

令和 8 年 1 月 30 日
国土交通省航空局安全部
航空機安全課

1. 背景

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項においては、航空機の装備品等の型式又は仕様の承認（以下「型式（仕様）承認」という。）制度が規定されており、この制度の手続等に関する詳細については、「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」（平成 17 年 4 月 26 日付国空機第 911 号、サーキュラー No. 1-004）にとりまとめている。この制度の手続等は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 12 条に基づく航空機の型式証明制度の手続等に倣って規定しているが、それぞれの手続等の間に差異がある状態となっていることから、今般、型式（仕様）承認の制度の手続等について、より審査を円滑に進めるための制度整備がなされている型式証明の制度の手続等と同様とするための改正を行う。

また、令和 2 年に施行された法の改正、令和 2 年の日米間の BASA IPA（※）の改正、令和 4 年に施行された規則の改正等を踏まえ、関連する通達について表現の適正化を行うため、所要の改正を行う。

※「BASA IPA」とは、航空の安全に関する相互承認協定（Bilateral Aviation Safety Agreement。以下「BASA」という。）の耐空性に関する実施取決め（Implementation Procedures for Airworthiness）をいう。

2. 改正概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

(1) 型式証明、型式承認及び仕様承認の間で手続の差異をなくすため、下記のとおり改正する。

① 第 I 部の「第 2 章 第 2 条（申請）」及び「第 2 章 第 3 条（検査）」並びに第 II 部の「第 2 章 2-3 附属書の提出」、「第 3 章 3-1 設計の検査」、「別紙 1」、「付録 1-8」及び「付録 2」

型式証明においては、審査を円滑に行えるか否かを確認する資料として「適合性証明計画」の提出を求めており、型式（仕様）承認においても同様に、添付書類のひとつとして「適合性証明計画」を規定する。

② 第 II 部の「第 2 章 申請」柱書き

型式（仕様）承認においても、型式証明と同様に申請に先立ち事前調整を行うことができることを明記する。

③ 新設する第 II 部の「第 3 章 3-4 その他 検査の方針」

規則第 14 条第 1 項に基づく装備品等の仕様の承認においても、型式証明及び同項に基づく装備品等の型式の承認と同様に「適合検査及び試験立会の実施計画の作成

及び管理について」(平成 17 年 9 月 30 日付国空機第 5029 号、サーキュラーNo. 1-308)、「適合検査及び試験立会の実施要領」(平成 17 年 9 月 30 日付国空機第 5029 号、サーキュラーNo. 1-309)、「Deviation シート運用要領」(平成 17 年 9 月 30 日付国空機第 5029 号、サーキュラーNo. 1-310) 及び「製造過程検査実施要領」(平成 17 年 9 月 30 日付国空機第 5029 号、サーキュラーNo. 1-311) に規定されている検査記録等の様式を必要に応じて準用できることを明記する。

(2) 令和 2 年 6 月に施行された法の改正及びこれに伴って制定した「航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」(令和 2 年 6 月 17 日付国空機 285 号、サーキュラーNo. 1-028) を踏まえ、下記のとおり改正する。

① 第 I 部の「第 2 章 第 8 条 (故障報告)」及び「第 2 章 第 9 条 (技術通報)」

故障報告及び技術通報の発行を行う者を装備品等の「製造者」から「型式又は仕様の承認を受けた者」に改め、規則第 23 条の 11 の事態が発生した場合に必要な講ずべき措置を明記する。

② 第 II 部の「第 2 章 2-4-2 故障報告要領」及び「第 2 章 2-4-3 技術通報 (SB 等) 発行要領」

故障報告要領及び技術通報発行要領を、同サーキュラーに規定する運航安全継続計画書において定めるべきことを明記する。

③ 第 VI 部の「1 目的」及び「6 TSO 設計承認取得者の履行義務 (米国連邦航空規則 § 21.613、21.617 参照)」

予備品証明の制度が廃止されたことに伴い、安全証明書の発行も行われなくなったため、安全証明書に関する規定を削除し、これに代わる文書として装備品等基準適合証を規定する。

(3) 令和 4 年 6 月に施行された規則の改正により、特定救急用具の検査制度が廃止されるとともに、BASA に基づき外国が設計承認等を行った装備品等を我が国の型式 (仕様) 承認を受けたものとみなすこととされたことを踏まえ、第 III 部の「外国製装備品等の型式及び仕様承認要領」(方針) を下記のとおり改正する。

外国製特定救急用具に関する規定を削除するとともに、国際民間航空条約の締約国たる外国にて我が国と同等以上の基準及び手続により、承認を受けた外国製の装備品等を、我が国における技術基準への適合状況の確認対象から除外することとする。

(4) BASA IPA の改正等に伴い、下記のとおり改正する。

① 第 VI 部の「2 申請」

改正された BASA IPA 3.8.1.1 及び 3.8.1.3(e) に係る内容を反映し、申請時の要件を追加する。

② 第 VI 部の「3 申請手続」

TSO の申請に際し航空局では米国連邦航空局 (FAA) への申請の願出書等の書類に

ついて審査は行わないため、航空局において審査を行うとする規定を削除する。また、FAA 宛ての申請は航空局を経由して行うこととし、申請者から FAA への申請書類の送付に関する規定を削除する。

③ 第Ⅵ部の「4 提出書類」

改正された BASA IPA 3.8.1.3(a) から (d) までに係る内容を反映し、申請時に必要な提出書類を変更する。

④ 第Ⅵ部の「5 FAA の審査」

当該規定は日米当局間の手続に関するものであり、これはサーキュラーにおいて定める内容としてなじまないため、削除する。

⑤ 第Ⅵ部の「7 設計変更の場合の手続（米国連邦航空規則 § 21.609、21.611 参照）」

BASA IPA 3.3.3 のとおり、FAA は小変更について JCAB の承認をそのまま受け入れることとなっているため、FAA への申請に関する規定を削除し、自動受入れとなる旨を新たに規定する。

⑥ 第Ⅵ部の「別紙3」、「別紙4」及び「別紙6」

FAA は小変更について JCAB の承認を自動的に受け入れるため、小変更の場合に用いられていた様式である別紙3、別紙4及び別紙6を削除する。

⑦ 第Ⅵ部の「別紙5」

別紙5は航空局が FAA に対して行う手続に使用する様式であり、これはサーキュラーにおいて定める内容としてなじまないため、削除する。

(5) 技術の発展により各種規格が適時更新されることを考慮し、下記のとおり改正する。

① 第Ⅱ部の「第10章 10-2 監査の基準」

公的規格の例として挙げている JIS W-905 は既に有効でないことから、削除する。

② 第Ⅴ部の「第1章 1-2 更生回数増加試験 (R-Level Proof Test)」

TSO-C62 の改訂符については、当該規格の改訂の都度、本サーキュラーの改正を要することを避けるべく、これを明記しない形とする。

③ 第Ⅴ部の「第2章 2-1 目的」

必ずしも本サーキュラーに規定する規格を用いなければならないといった解釈を避けるべく記載ぶりを改め、「その規格」を「主たる規格」とする。

④ 第Ⅴ部の「第2章 2-2 規格の概要」、「第2章 2-3 D0-160E の概要」、「第2章 2-4 D0-178B の概要」、新設する「第2章 2-5 D0-254 の概要」及び「第2章 2-5 表示」

装備品に適用される規格として D0-254 を追記する。また、D0-160、D0-178 及び D0-254 の改訂符については、当該規格の改訂の都度、本サーキュラーの改正を要することを避けるべく、これを明記しない形とし、「新規申請時は新規申請時の最新版又は当該新規申請時に航空機設計者が指定する改訂版」及び「変更申請時は当該変更申請に係る仕様の新規申請時の最新版又は当該変更申請時に航空機設計者が指定する改訂版」を適用することを明記する。

また、ハードウェアについてもソフトウェアと同様に開発保証活動における認証プロセスを行うことから、D0-254 に基づくプロセスの概要を第V部の「第2章 2-5 D0-254 の概要」として追記する。

3. 今後のスケジュール（予定）

発行・適用：令和8年3月頃